

障障発〇331第7号
令和3年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び
地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について

障害保健福祉行政の推進について、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、計画相談支援及び障害児相談支援については、事業所の運営基盤の強化を図り、さらなる質の向上を目指すための見直しを行ったところです。今般、別添のとおり、その見直しの内容等を改めてお示しするとともに、さらなる地域の相談支援体制の充実及び強化に向け、各自治体において取り組むべき事項等についてお示しいたします。

各都道府県等におかれては、別添の内容についてご了知の上、管内市（区）町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただくとともに、管内市（区）町村と十分に連携した上で、必要な取組を進めていただくよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

第一 本通知の目的

計画相談支援及び障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「令和3年度改定」という。）において、事業所の運営基盤の強化を図り、さらなる質の向上を目指すための見直しを行ったところである。その具体的な内容については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）等の関連省令、告示、通知等においてお示ししているところであるが、今般の改定の趣旨等を改めてお示しするとともに、地域の相談支援体制において今後目指すべき方向性や、このために必要となる各自治体での取組についてお示しすることを本通知の目的とする。

第二 用語の定義

本通知における各関連法令等の表記は以下のとおりとする。

【省令】

(施行規則)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

(者・指定基準)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）

(児・指定基準)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

【告示】

(基本指針)

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

(者・報酬告示)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）の別表

(児・報酬告示)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）の別表

(者・別告示)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）

(児・別告示)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 181 号）

(者／児・主任告示)

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 115 号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 116 号）

【通知】

(公布通知)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令」の公布について（平成 30 年 3 月 22 日付け障発 0322 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(者・解釈通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(児・解釈通知)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(者・留意事項通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(児・留意事項通知)

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【事務連絡】

(事務処理要領)

介護給付費等に係る支給決定事務等について（令和 3 年 4 月版）

第三 令和3年度改定の内容等

1 計画相談支援等の現状及び課題

(1) 計画相談支援等の現状

計画相談支援等については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」の施行により、障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用に当たって、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成が必要となった。

このため、計画相談支援等を実施する指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）の数は、平成24年度からの7年間で約3.6倍、従事する相談支援専門員の数は4倍に増加するなど、特に「量的」な側面からの整備は、一定程度進められてきたところである。

(2) 計画相談支援等の課題

一方で、計画相談支援等の業務実態等については、以下のようないくつかの課題が生じているところである。

1) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「平成30年度改定」という。）において、相談支援の質の向上に向けた取組をきめ細かく評価できるよう特定事業所加算を拡充したが、常勤専従職員の配置や24時間の連絡体制の確保等の要件を満たすことが困難等の理由により、当該加算を算定する事業所は特定事業所加算（I）から（IV）までの合計で2割以下にとどまっている。

2) 者・児の指定基準については、利用者数に関わらず専従の相談支援専門員を1名以上配置することとされているため、相談支援専門員の養成自体は一定の水準で行われているにも関わらず、常勤専従の相談支援専門員の配置が1名から2名の事業所が大きな割合を占めるほか、当該相談支援専門員が他サービスの職務を兼務している場合も多い。

このため、複数の目でサービス等利用計画を協議し、また、検証することや人材を育成すること等が困難であり、また、相談支援専門員としての独立性や公正中立性の担保にも影響を及ぼす可能性がある。

3) 報酬の算定が可能となる月以外における業務の発生をはじめとして、報酬上評価されていない利用者への対応について、報酬上の評価を求める意見があった。

4) モニタリング期間については、国が示した対象者ごとの標準期間を目安として、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているが、標準期間どおりにモニタリング期間を設定している市町村が多く、対象者の状況等を勘案した適切な期間に設定されていないという意見があった。

5) さらに事業経営面においても、計画相談支援等の単体の収支が赤字であり、独立採算が困難な状況であるため、他サービスからの繰入れ等により補填している事業者が多い等の平成30年度改定で指摘された状態は、その後も改善されていない。

6) これに加えて、各種加算の挙証文書等の自治体が提出を求めることができるとされて

いる文書を恒常に提出を求められるなど事務処理に係る負担が大きい地域がある。

2 令和3年度改定について

(1) 改定の趣旨

令和3年度改定においては、前述の課題を踏まえて以下を目的とした見直しを行ったところである。

1) 質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価するため、特定事業所加算を廃止し、その内容に相当する要件に基づく段階別の基本報酬を創設する。その上で小規模な事業所において経営の安定化を図るために、基本報酬単価の大幅な引き上げを行う。

また、小規模な事業所であっても常勤専従の主任相談支援専門員を配置した場合に加算による評価を行うこととするほか、障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできる、質が高く、公正中立な事業運営を推進するため、従たる事業所の設置及び複数事業所の協働による体制確保を可能とする。

- 2) ソーシャルワークやケアマネジメントに基づく支援の展開において重要である業務のうち、従来報酬上の手当がされておらず、かつ、多くの時間を要する業務について、加算による報酬上の評価を行う。
- 3) 対象者の状況等に応じた適切な頻度でモニタリングを行うことにより、計画相談支援等の質が向上するよう、標準期間をより短くすることを検討すべき場合の視点及びその具体的な対象者像を示す等の運用改善を行う。
- 4) 事務負担の軽減及び文書量の削減を図り、業務効率化を促進するため、基準省令に定める記録に加算を算定したことを挙証する事項についての記載がある場合、別の記録を改めて作成することを要しないとする運用改善を行う。
- 5) これらの見直しによって、適切な支援の実施や体制整備を図っている事業所において独立採算が可能となり、既存事業所における相談支援専門員の増員や新規事業所の増加が促進されることで、各地域での相談支援体制の充実を図る。

なお、具体的な見直し内容は（2）以降において示す。

(2) 質の高い相談支援の実施を行う体制整備に向けた報酬体系の見直し等

1) 基本報酬及び特定事業所加算の見直し

- ①特定事業所加算（I）～（IV）を廃止する。
 - ②特定事業所加算（II）～（IV）に相当する人員体制及び質の高い業務の実施体制を評価する段階別的基本報酬（機能強化型サービス利用支援費（I）～（III））を創設する。
 - ③特定事業所加算（IV）の人員配置要件をさらに緩和した段階の機能強化型サービス利用支援費（IV）を創設する。
 - ④小規模な体制の事業所について、基本報酬の大幅な引き上げを行う。
- ※報酬の各段階について、経過措置は設定しない。

※特定事業所加算（Ⅰ）において評価していた主任相談支援専門員の配置は別個の評価とする。2) 参照

(参考) 機能強化型基本報酬と特定事業所加算の算定要件の対照（概略）

新	旧
	特定事業所加算（Ⅰ）
機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	特定事業所加算（Ⅱ）
機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	特定事業所加算（Ⅲ）
機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	特定事業所加算（Ⅳ）
機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	（新設）

※継続サービス利用支援費も同。

（者・報酬告示の1、者・別告示の一、者・留意事項通知第四の1）

（者・指定基準第4条の2、者・解釈通知第二の1(3)）

（児・報酬告示の1、児・別告示の一、児・留意事項通知第四の1）

（児・指定基準第4条の2、児・解釈通知第二の1(3)）

2) 主任相談支援専門員配置加算の創設

主任相談支援専門員を配置し、所定の要件を満たした場合に報酬上の評価を行う加算を創設する。これは、従来特定事業所加算（Ⅰ）の要件のひとつとしていた常勤専従の主任相談支援専門員の配置を、人員体制や質の高い相談支援の提供体制を確保する等の他の要件から独立させて評価することとしたものである。

なお、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、資質の向上のための取組は、当該相談支援事業所のみならず、地域のその他の相談支援事業所の従業者に対しての取組を加えて求めることとした点に留意されたい（令和3年度改定においては、地域の他の相談支援事業所の相談支援専門員に対する取組は任意とするが、他の従業者が配置されていない等自事業所での取組が困難な場合は必須とする。）

（者・報酬告示の4、者・留意事項通知第四の5）

（児・報酬告示の4、児・留意事項通知第四の5）

3) 従たる事業所及び複数事業所による協働体制の確保等について

①人口の少ない地域等においてもきめ細やかな相談窓口の設置を可能とするため、従たる事業所（いわゆるサテライト）の設置を可能とする。

②機能強化型基本報酬の算定要件のうち、以下について、複数事業所の協働による体制の確保を可能とする。

- ・24時間の連絡体制の確保
- ・人員配置体制の確保

※なお、複数事業所の協働に当たっては、以下の要件を全て満たすことが必要である。

- ・協働する全ての事業所が同一市町村又は圏域の地域生活支援拠点等であること。
- ・協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- ・者・別告示、児・別告示第1号イ(1)の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。
- ・原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。

(者・報酬告示の1、者・留意事項通知第四の1)

(者・指定基準第4条の2、者・解釈通知第二の1(3))

(児・報酬告示の1、児・留意事項通知第四の1)

(児・指定基準第4条の2、児・解釈通知第二の1(3))

(3) 基本報酬算定月以外の業務の評価

ソーシャルワークやケアマネジメントに基づく支援の展開において重要である業務のうち、従来報酬上の手当がされておらず、かつ、多くの時間を要する業務について、以下の加算の見直し及び創設を行う。

1) サービス利用計画案策定に係るきめ細やかな支援の評価（初回加算の拡充）

申請者等の障害受容に寄り添い、又は、利用しようとするサービスのイメージ作りに丁寧に対応する必要がある場合等、障害福祉サービスの利用申請からサービス利用計画案の策定までには平均的な期間よりも長期間を要することがある。このような場合に利用者主体のきめ細やかな支援を評価するため、初回加算を拡充する。

具体的には、契約日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3月を超える場合であり、かつ、3月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数)を加算する(初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は算定不可)。

(者・報酬告示の3、者・留意事項通知第四の4)

(児・報酬告示の3、児・留意事項通知第四の4)

2) 障害福祉サービス利用中のモニタリング月以外の業務の評価（集中支援加算の創設）

計画相談支援・障害児相談支援においては、モニタリング期間はサービスの支給決定と併せて定期に行われるもの(市町村が必要と認める期間)として決定される。

しかし、利用者等の状況は変化するほか、臨時の事態により対応が必要となることがある。このような際、相談支援専門員が対応する例があるが、予定されたモニタリング月以外の業務については基本報酬が発生しないことから、臨時のサービス調整等の業務を評価するため、以下のとおり集中支援加算を創設する。

算定の対象となるのは、本人又は家族等の求めに応じ月2回以上の訪問による面接を行った場合、本人や家族の参加するサービス担当者会議を開催した場合、他機関の開催した

会議に参加する場合のいずれかに該当する場合である。

なお、集中支援加算は臨時的、不定期な業務について報酬上の評価を行うものであり、頻回に又は定期的に算定される場合には、支援の検証を行い、モニタリング頻度を短縮する等の見直しを検討する必要がある。

(者・報酬告示の9、者・留意事項通知第四の10)

(児・報酬告示の9、児・留意事項通知第四の10)

3) 障害福祉サービス等の利用終了後における他機関へのつなぎの支援の評価

(居宅介護支援事業所等連携加算の拡充、保育・教育等移行支援加算の創設)

利用者の地域での生活は障害福祉サービス等の利用状況に関わらず継続しているものであるが、計画相談支援・障害児相談支援の提供は障害福祉サービス等の利用終了をもつて終結する。従って、終結に当たっては、利用者等の実情に応じ、相談支援を継続することの必要性を検討することが重要であり、必要と判断された場合には、他分野の相談支援機関等へのつなぎが求められる。他機関へつなぐに当たっては、情報等の連携や一定期間併走することが重要であることから、計画相談支援において居宅介護支援事業所等連携加算を見直すとともに、障害児相談支援に保育・教育等移行支援加算を創設する。

具体的には、介護保険への移行、企業等への就労、進学等に伴って障害福祉サービス等の利用を終了する場合に、障害福祉サービス等の利用を終了する前のつなぎの業務に加え、サービス利用終了後においても支援を行うことに関して予め利用者の同意を得た上で、サービス利用終了後6月以内の範囲において、月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関等の主催する会議に参加した場合、関係機関に文書による情報提供を行った場合のいずれかに該当する場合に算定できるものとする。算定に係る具体的な手続きについては、今後別途お示しする。

(者・報酬告示の7、者・留意事項通知第四の8)

(児・報酬告示の7、児・留意事項通知第四の8)

(4) モニタリング実施期間決定における利用者等の個別の状況の勘案の適正な実施に向けた見直し

サービス等利用計画等のモニタリング期間の決定に当たっては、施行規則において実施標準期間を示しているが、同時に個別の状況を決定することとしているところである。ところが、画一的に実施標準期間によって決定されている例があるとの声があることから、モニタリング実施期間の決定において、個別の状況を適正に勘案することを実施するため、モニタリング頻度を標準期間より短縮することを検討する際の視点及び具体例をより詳細に示す運用改善を行う。具体的には、事務処理要領等に本人の特性、生活環境、家庭環境等の要因を考慮することや、障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題がある者等の状態像、医療観察法対象者や犯罪をした者等の特に考慮すべき属性等について例示している。

なお、(3)の2)にあるとおり、集中支援加算は、臨時的、不定期な業務を想定し創設す

る加算であり、頻回に又は定期的に算定される場合には、支援の検証を行い、モニタリング頻度を短縮する等の見直しを検討する必要がある。

(事務処理要領 第3)

(5) 業務効率化及び文書量削減のための取組

事務負担の軽減及び文書量の削減を図り、業務効率化を促進するため、基準省令に定める記録に加算を算定する業務を実施したことを挙証する事項についての記載がある場合、別の記録を改めて作成することを要しないこととする運用改善を行う。詳細は、今後別途お示しする。

なお、一部からは報酬の請求以前より加算の挙証文書を自治体に提出し、自治体が算定の可否を判断した後に請求する事務を行っているとの声があるが、事務負担軽減の観点からも、報酬の請求が適正に行われているかの確認は、請求前の事前確認ではなく、実地指導等において行われることが望ましい。

また、ICTの活用について、以下に示す会議についてはオンラインでの実施を可能としたところである。

サービス担当者会議、機能強化型報酬に係る事例検討会等、感染症の予防のための対策検討委員会、虐待防止のための対策検討委員会

(6) 災害時の対応や感染症対策、虐待防止の取組について

1) 災害や感染症への対応力強化

昨今、毎年のように地震や津波、台風や豪雨等による風水害や土砂災害、雪害といった自然災害が頻発しているほか、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する等の状況がある。自然災害の発災や関係者に感染症罹患者が発生する等の状況下においても、利用者の安全を確保し、自らの事業を継続させる必要があるほか、利用者の生活を支援するための通常とは異なる状況に対応した臨機の障害福祉サービス等の調整を行う必要がある。

このことから、災害や感染症への対応力を強化させるため、小規模な事業所であっても災害時の対応が行えるよう基本報酬の見直しを行ったほか、感染症の発生及び蔓延の防止等に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施のほか、災害や感染症が発生した場合の業務継続計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練の実施を相談支援事業を含む全ての障害福祉サービスに義務づけることとした。（3年間の経過措置あり）

（障害福祉サービス事業所等職員のための感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

（障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

2) 虐待防止の取組の更なる推進等

障害者虐待防止の更なる推進のため、相談支援事業所を含む全ての障害福祉サービス事業所に従業者への虐待防止に関する研修の実施、虐待防止委員会の設置、虐待防止委員会

での検討結果の従業者への周知徹底、虐待防止等のための責任者の配置を義務づけることとした（1年間の経過措置あり）。

相談支援事業においては、自らの事業所において虐待防止の措置を講じることはもちろんのこと、利用者の生活や就労、サービスの利用場面での不適切な処遇や虐待を発見する機会が多いことも想定される。このため、相談支援専門員は日頃から虐待防止等に関する研鑽に努めるほか、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合に通報することや、不適切な処遇について障害福祉サービス事業所等に改善を求めることが、それらの未然防止等の役割も重要である。

さらには、権利擁護や意思決定支援の取組への関わりも重要である。「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」においては、相談支援専門員は意思決定支援責任者を担う職種のひとつとして挙げられているほか、意思決定支援会議とサービス担当者会議の連動、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画（意思決定支援計画）の作成等各所において相談支援事業に触れられていることにも留意されたい。

（参考：基本指針）

第4 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 障害者等に対する虐待の防止

1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。（略）

特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第5条第23項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。連携の重要性について周知を図る必要がある。

第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組事項等について

1 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

今回の令和3年度改定を含むこれまでの報酬改定においては、計画相談支援等の質の向上を図るため、様々な見直しを行ったところである。

しかし、計画相談支援等は障害福祉サービス等の支給決定の際に勘案されるサービス等利用計画案を策定する極めて公共性が高く、中立公正が求められる事業であり、その質の維持・

向上を図るために各相談支援事業所個別の取組だけでなく、地域の事業所が共同で行う取組を官民協働により実施することも重要である。

また、障害児者の生活を支えるための相談支援体制は、計画相談支援等のみならず、地域相談支援、障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センター及び協議会を総合的に整備していくことが必要である。

さらには、令和2年6月に改正社会福祉法が成立し、重層的支援体制整備事業が新設された。同事業には、世代や属性を超えた相談を受け止め、必要な機関につなぐ事業であり、従来高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野で展開されてきた相談支援事業を一体的に実施する包括的相談支援事業が必須事業となっている。重層的支援体制整備事業の実施を検討する市町村においては、こうした観点も踏まえた体制整備が必要である。

これらに対応するためには、地方自治体が積極的に関与しながら、地域の相談支援体制の構築及びその体制の充実・強化を引き続き図っていく必要がある。

このための取組を各自治体が進めていく前提として、相談支援事業所、障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センター及び協議会の各主体の果たすべき役割と、将来的に目指すべき姿を以下のとおり示す。

（1）相談支援事業所について

1) 事業所の体制強化と相談支援専門員の質の向上

令和3年度改定の趣旨等を踏まえ、複数の常勤専従の相談支援専門員や主任相談支援専門員の配置を進めることで、相談支援事業所の独立性や中立公正性を保った事業運営を図るとともに、事業所内外における実地教育や自己研鑽等により、障害者支援に関する専門的知識・技術を獲得することで、各相談支援専門員が行う相談支援の質の向上を図る。

その際には、従業者が地域に対する幅広い視野や知識を持ち、自らの支援を含む業務を多角的・総合的に検討し、また振り返ることができる機会や支援者支援を受けることができる機会を確保できる事業所運営に留意する。

2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成

利用者の個別の状況に応じた適切な頻度及び機会でのモニタリングを実施すること等により、継続的かつ定期的に利用者との関わりを持つことで、利用者の新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、その充足のための適切なサービス利用に係る助言や提案等を通じて、利用者とより一層の信頼関係が醸成され、利用者が納得し、希望する暮らしの実現に向けた支援が可能となる。

また、利用者に対してサービスを提供している他の事業所におけるサービス管理責任者等の職員との関係においても、利用者に関する情報の交換、支援方針の確認等を頻繁に行うこと等により、相互の信頼関係や支援チームの力が醸成され、より緊密な多職種連携の体制が構築されることとなる。こうした支援の積み重ねにより、多様な機関や事業所等とその関係者が地域全体で利用者を支える体制を段階的に構築することが望ましい。

3) 利用者へのケアマネジメントを通じた地域課題の整理及び社会資源の開発

個々の利用者への相談支援を通じて、当該利用者を地域全体で支えるために解決すべき地域課題を整理するとともに、必要となる社会資源を自ら開発することや基幹相談支援センター等への提案を行うことが可能となる。

特に、障害者の重度化・高齢化の傾向を踏まえ、事業所が地域生活支援拠点等の一翼を担うことや、医療的ケア児者や強度行動障害者、罪をした者、医療観察法対象者をはじめ高度な専門性が求められる支援を地域で可能とするための連携体制に参画する事業運営が求められる。

(2) 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）について

市町村が実施する障害者相談支援事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービス利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。こうした一般的な相談支援を実施する中で、計画相談支援の対象とならない者や予防的な支援を必要とする者等に対しても積極的かつ真摯に対応することやアウトリーチ活動等が求められている。

また、本事業は障害者支援についての専門的な知識や技術を要するため、必要に応じて指定特定及び指定一般相談支援事業者へ委託することができる。その場合、委託契約の内容によっては、受託事業者の相談支援専門員が本事業と計画相談支援等を兼務することも想定される。市町村は、受託事業者が計画相談支援等も兼務することで、本事業の役割に支障をきたさないように配慮する必要がある。

(3) 基幹相談支援センター（地域生活支援事業）について

1) 基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う施設であり、現在 778 自治体に設置されている。

また、基幹相談支援センター等機能強化事業を実施する機関においては、以下の業務を行うものである。

- ①総合的・専門的な相談支援の実施
- ②地域の相談支援体制の強化の取組
- ③地域移行・地域定着の促進の取組

2) 特に強化すべき取組について

基幹相談支援センターにおいて、特に強化すべき点は以下のとおりであり、基幹相談支援センター等機能強化事業を活用することが望ましい。なお、以下に示す 2 点は第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画（基本指針）において、当該計画期間中に市町村にその機能を有する体制を整備することを求めているものである。

- ①地域の相談支援体制の強化の取組

地域の相談支援体制の強化の取組は、相談支援事業所の質を高める上で重要である。相談支援事業所の多くは、相談支援専門員の配置が少人数であるため、事業所内におけるサービス等利用計画等の評価や実施研修などを行いにくく、事業所単位での人材育成が困難な場合がある。

基幹相談支援センターの職員が各事業所を訪問し、相談支援専門員へのスーパービジョンの実施、サービス等利用計画等の評価や指導・助言等により、相談支援専門員の資質向上を図ることができる。また、地域の相談機関が集まる定期的な連絡会や事例検討会などを開催することは、各職員の資質向上に資するとともに、地域の相談機関相互の連携強化を図ることができる。

②総合的・専門的な相談支援の実施

総合的な相談支援の実施は障害者総合支援法 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターの目的であり、地域の相談支援体制の中核的な役割を果たす上での基本となる。

また、総合的な相談支援体制は、第四の 1 で挙げた改正社会福祉法における重層的支援体制においては、三障害一元化やそのワンストップ窓口の意味合いを超えて、高齢・子ども・生活困窮等、他分野も含めた包括的相談支援事業となっている。このような施策が展開されるに至った背景を踏まえ、重層的支援体制整備の実施の如何に関わらず、より住民にとって効果的な包括的相談支援体制を検討することが重要である。

3) 各相談支援事業所が整理した地域課題の集約

基幹相談支援センターは第四の 1 の (1) の 3) で前述したとおり、各相談支援事業所が個々の利用者への相談支援活動を通じて見出された現状の支援体制や社会資源では対応できない課題について集約・分析した上で、地域全体で検討すべき課題として整理を行い、後述する協議会の機能を活用して解決に向けた協議を行うなどの取組を主導していく必要がある。

なお、地域課題の集約は、基幹相談支援センターが各相談支援事業所に対して求めた上で収集することに加え、各相談支援事業所から自発的に整理した地域課題が協議会に提案される姿が将来的には望ましい。

(4) 協議会について

計画相談支援等によりきめ細やかな相談支援が実施されたとしても、現状の支援体制や社会資源のみでは解決できない課題が発見される場合がある。その際は、地域全体で検討すべき課題として、行政、各相談支援事業所、サービス提供事業所、障害当事者、その他関係機関により解決のための協議を行い、必要に応じて新たな社会資源の開発等の検討及び開発等のために必要となる具体的な取組について検討する。

2 各自治体において今後取り組むべき事項について

(1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討

各自治体においては、第四の 1 で示した各主体が果たすべき役割と目指すべき姿も踏まえ、

各主体がどのような役割分担を果たした上で地域の相談支援体制を構築すべきかについて、協議会等の場も活用しながら具体的に検討すること。また、すでに一定の方向性に基づき取組を進めている自治体においても、当該方向性について定期的に検証するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

また、第四の2の（2）以降において詳述する各取組を実施する際の具体的な手続き等についても、事前に関係者の意見を聴いた上で、協議会において設定することが望ましい。

（2）相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備について

1) 相談支援専門員養成制度の見直しと実習の実施について

相談支援専門員の養成制度については、主任相談支援専門員の制度が創設され、養成が開始されたほか、令和2年度から相談支援専門員を養成する初任者研修、現任研修についてもカリキュラム改定等の制度改正を行い、その中では、初任者研修において実習を必須化したところである。

これまで、人材養成については研修の実施主体となっていることから都道府県を中心とした取組としてきたところであるが、実地教育（OJT）の重要性が明らかになってきていることから、より現場に近いところでの教育を加えた養成体系としているところである。併せて、相談支援については、その過半において、市町村が指定権者もしくは実施主体となっていることからも、今後の実地教育の体制整備や初任者研修等における実習の実施に当たっては、市町村の積極的な関与が求められるものである。

2) 支援の検証の取組等の実施について

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるほか、地域全体で支援者支援の体制を構築するためには、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）における成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等に関する目標のうち、地域の相談支援体制の強化の活動指標に掲げる項目に着実に取り組むことが重要である。

具体的には、例えば第三の2の（4）においてモニタリング頻度を標準期間より短縮することを検討すべきとして例示した者をはじめ支援方針の検討や支援の進捗管理を共同で実施することが望ましい利用者の支援を検討・検証することや、市町村等で業務に従事する相談支援専門員が自らの支援を開示し、振り返る場を地域の中に設置運営することが求められる。この場においては、第四の2の（3）にある市町村が提出を受けたモニタリング報告の検証も含めて行われることが効果的かつ効率的である。

なお、検証についてはあくまで支援者支援の視点をもって実施されることが重要であることに留意すること。

※本取組等の効果的な実施のため、「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」を作成したので活用されたい。また、令和2年度厚生労働科学研究において、本取組等に従事する者を含む実地教育に従事する者の育成に係るプログラムを開発したほか、令和3年度からの2か年でその評価方法の開発研究を実施する予定である。

3) これらを踏まえた基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討について

これらの状況を踏まえると、基幹相談支援センターに求められる役割は非常に大きい。基幹相談支援センターの設置や基幹相談支援センター等機能強化事業の活用を検討されたい。

(3) モニタリング結果の取扱い等について

1) モニタリング等におけるサービス提供事業所との連携と市町村への結果報告について

①サービス提供事業所との情報共有をはじめとする連携について

可能な限りモニタリング期間を短く設定した場合であっても、相談支援専門員と較べると、日々サービスを提供しているサービス提供事業所の職員の方がより頻繁に利用者と対面し、利用者の状態等を把握していることから、相談支援専門員は必要に応じた支援を実施できるよう、サービス提供事業所におけるサービス利用状況の把握に努め、変化があった時には直ちに把握しておく必要がある。そのためには、相談支援専門員とサービス管理責任者等を中心としたサービス提供事業所職員の定期的な情報共有をはじめとした連携体制を相互の理解と協力のもと日頃から構築しておくことが望ましい。

なお、サービス提供事業所からの定期的な情報共有に当たっては、個別支援計画やサービス提供実績記録表等の既存の様式を活用すること等により、サービス提供事業所に過度な負担がかからないよう配慮するとともに、頻度についても予め協議しておくことが望ましい。

②モニタリング結果の市町村への報告について

相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、相談支援事業所がモニタリングを実施した場合は、その結果について市町村に対して報告を行うことが望ましい。

2) モニタリング結果の市町村による検証について

市町村は、1)で報告を受けたモニタリング結果について、第四の2の(2)の2)の中に含むものとして検証を行うことが望ましい。

(4) 地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等については、機能のひとつとして相談支援が掲げられている。その基盤整備や地域でのコーディネーターの役割は基幹相談支援センターにその期待が寄せられているところである。

同時に、地域生活支援拠点等を必要とする障害者等の中には、障害福祉サービス等を利用中の者が多く含まれる。このため、平常時の支援や緊急時の対応を行うに当たっては、拠点整備か面的整備かに関わらず、相談支援事業が地域生活支援拠点等と利用者との結節点としての役割を果たすことが、地域生活支援拠点等を実効的なものとする際の要素のひとつとなるものである。このため、平成30年度改定において、地域生活支援拠点等相談強化加算及び地域体制強化共同支援加算を創設し、令和3年度改定においても、複数事業所の協働による

体制確保に当たっては、地域生活支援拠点等であることを要件としたところである。

これらを踏まえ、地域においては協議会等において協議を行い、相談支援機能を含む地域生活支援拠点等のさらなる充実強化を図ることが重要である。

（5）自然災害への対応について

相談支援事業所における自然災害や感染症への対応力強化については、第三の2の（6）の1）で示したところである。それに加え、災害時に支援の必要な住民である災害対策基本法に定める避難行動要支援者には障害福祉サービスを利用してない障害者も含まれる。

内閣府においては災害時避難行動要支援者の避難を実効性を高めるものにするため、「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の検証を受けて設置された「高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」において災害時避難行動要支援者名簿、避難に関する個別計画、福祉避難所等、地区防災計画について検討が行われ、最終とりまとめが公表された。今後は、災害対策基本法の改正が審議されるところである。

自然災害が頻発する状況に鑑み、市町村においては、障害者を含む避難行動要支援者の命を守るための備えを上記の動向を踏まえ、防災部局と福祉部局が連携しながら行う必要がある。

（6）セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」（以下単に「セルフプラン」という。）については、従前よりお示ししてきたとおり、「障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針に変わりはない。

本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

- 1) セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。
- 2) 計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。
- 3) セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の2の(2)の3) のモニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。

なお、3) の取組については、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づきが生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。このため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

3 各自治体における取組に関するフォローアップについて

第四の2で前述した事項の各自治体における取組状況等について、今後、国において把握する予定である。